

『労福協・子育て支援ネットワーク』

会 則

第1条（名称）

当会の名称は、「労福協・子育て支援ネットワーク（愛称：ろうふくきょう・子育てネット）」という。

第2条（目的）

当会は、石川県内で働く人達を対象に「仕事と育児の両立」の支援を目的に、総合生活支援、ファミリーサポートセンター（以下ファミサポ）の利用促進、ファミサポ利用者の経済的負担の軽減、親子のふれあいの場の提供等を行い、子育て世代の支援を行うものとする。

第3条（事業）

当会は次の事業を行う。

- （1）総合生活支援として、当協議会に加盟する団体の情報の提供。
- （2）県内自治体が運営するファミサポとの連携及び加入・利用促進。
- （3）ファミサポ利用者に対する経済的な支援。（利用補助制度の運用細則は別に定める。）
- （4）県内9地域で親子のふれあいの場の提供。
- （5）子育て及び子育て支援に関するセミナー、各種情報の提供。
- （6）その他、当会の目的を達成するために必要な事業。

第4条（会員登録）

- （1）当会の目的及び事業を理解の上、入会し支援を希望する者は、所定の申込書を提出し、当会の承認を受け会員として登録する。
- （2）当会は、前項の承認を受けた会員に対し、会員番号を通知する。
- （3）会員としての期間は、登録した月から登録後の最初の3月31日までとする。

第5条（会員資格の停止など）

当会は、会員が当会の事業を利用する上で不正を行った場合など、当会において、当該会員に対し事業の提供を停止すべき事由を生じた場合は、会員たる資格を停止もしくは廃止することがある。

第6条（退会）

- （1）会員はいつでも退会できる。

第7条（会則の改廃）

当会則の改廃は一般社団法人石川県労働者福祉協議会にて決定する。

附則

当会則は、2011年6月1日から施行する。

この会則の一部を2026年4月1日改定し、同日施行する。